

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

ネットトヨタ中京株式会社 殿

(自動車の表示)

登録番号	名古屋 5 6 7 - あ - 1 2 3 4				
車台番号	ABC 1 2 3 - 4 5 6 7 8 9 0				
年 式	平成 2 9 年	車名	トヨタ	型式	E-A 1 2 3

この度、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社への所有権解除の照会（含精算金額等の確認）および登録手続きに関する一切の事項（登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類に引渡）について右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じる事があった場合、私が責任を持って解決致します。

令和 年 月 日

依頼者（車検証の使用者）

住 所（現住所）名古屋市●区●●町1丁目2-34

フリガナ ナゴヤ タウ

氏 名（自署） 名古屋 太郎

印

TEL 052-123-456

FAX 052-456-123

上記車両の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じる事があった場合、当社が責任を持って解決致します。

受任者（販売店・回答書送付先）

住 所 名古屋市▲区▲▲町5丁目6-7

社 名 ■■■■モーターズ株式会社

役 職 名 代表取締役

氏 名 愛知 一郎

モーターズ
株式会社

社
印

TEL

FAX

担 当 者

***FAX 番号未記入の場合回答書が
送付出来ません。必ずご記入
下さい。**

記入例

車検証確認の上ご記入下さい

- 1) ご本人の場合（車検証使用名義人）
現住所・氏名・捺印の上、印鑑証明（コピー可）もしくは免許証コピーをご用意ください。
注① 印鑑証明書（コピー可）添付の場合は、実印
免許証コピー添付の場合は、認印（個人名義の場合のみ）
- 2) ご本人以外の場合
1) 同様の上、受任者欄にご記入下さい。
必ず TEL・FAX 番号のご記入をお願い致します。

注② 1)・2) いずれの場合も氏名・住所等に車検証記載事項と変更がある場合は連続性の確認出来る書類（住民票・戸籍謄本・登記簿謄本等）が必要となります。車検証登録時から現住所の連続性が公的書類で証明出来ない場合はお問合せ下さい。

注③ ご本人死亡の場合は、依頼人欄に相続代表者の方のご署名・ご捺印をいただき、相続代表者の方の印鑑証明（免許証コピー）と死亡の事実が確認出来る公的証明書・死亡されたご本人と相続代表者の続柄を示す公的証明書が必要となります。

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

殿

(自動車の表示)

登録番号				
車台番号				
年 式		車名		型式

この度、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社への所有権解除の照会（含精算金額等の確認）および登録手続きに関する一切の事項（登録書類の作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類に引渡）について右記必要書類を添えて依頼いたします。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じる事があった場合、私が責任を持って解決致します。

令和 年 月 日

依頼者（車検証の使用者）

住 所（現住所）

フリガナ

氏 名（自署）

印

TEL

FAX

上記車両の所有権解除並びに登録手続きに関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じる事があった場合、当社が責任を持って解決致します。

受任者（販売店・回答書送付先）

住 所

社 名

役 職 名

氏 名

社印

TEL

FAX

担 当 者

***FAX 番号未記入の場合回答書が送付出来ません。必ずご記入下さい。**

FAX (052) - 331 - 7803

◎所有権解除発行に必要な一般的書類は下記の通りです。

【証明書類は全て発行後3ヶ月以内のものです】

【ご照会時にご本人様の承諾意志確認裏付書類は必須です】

- ① **【回答書】**「所有権解除可能」とお答えした事の確認に使用致します。信販会社等をご利用の場合は、各々の信販会社様発行の完済の証明となる書面を別途送付して下さい。
- ② 車検証（コピー）
- ③ **当書面原本(所有権解除時はコピー不可)**
- ④ 使用者の方の印鑑証明（当書面に実印捺印）
*印鑑証明書でのご依頼の場合は、この用紙と一緒に FAX して下さい。
*車検証上の使用者が個人の場合は、写真付き公的証明書と認印でも可。

【シャチハタ不可】

【注 意 事 項】

- A 車検証住所と一致しない場合は連続性確認の為
・個人→住民票（除票）・戸籍（附票） ・法人→登記簿謄本等
- B 使用者が合併・統合（法人）や結婚等で変更の場合、同一性確認の為
・個人→戸籍謄本（戸籍抄本） ・法人→登記簿謄本等
- C 車検証使用者死亡の場合、「依頼者」は相続の代表者でご記入いただき使用者の死亡・使用者と相続代表者との続柄が確認できる書面添付が必要になります。

*ご提出いただく書類は所有権解除照会並びに書類発行に利用いたします。
*営業時間外の FAX 等着信分は、翌営業日以降の返信となります。
予めご了承くださいませようお願い致します。
*万一、FAX 送信時に誤って第三者へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきます。

*ご不明な点は(052) - 350 - 3521